

会報

彩の国

平成30年9月 No.

169



埼玉土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真・・・『朝焼け』（副会長 古賀新生）

「秋の深まったある年 飛行機に乗り、電気自動車と馬車の往来する、スイスのシェルマットへ目的は、マッターホルン周囲のハイキング。到着の翌日早朝天気恵まれ絶景スポットの橋の上へ、待つことしばらく、日が昇るとともに山の頂上から紅色に染まっていくさまは素晴らしい一言でした。（ちなみに、裏側の隣国イタリアのチェルヴィニア村からの呼び名は、モンテ・チェルヴィーノ）」

不動産属性情報のコンシェルジュ	埼玉土地家屋調査士会長 高柳淳之助	……………	2
着任の御挨拶	さいたま地方法務局 局長 境野 智子	……………	4
法務大臣表彰をいただいて	相談役 中原 照泰	……………	5
東京法務局長表彰を受賞して	川越支部 水野 誠	……………	7
さいたま地方法務局長表彰を受賞して	東松山支部 橋本 直樹	……………	8
連合会長表彰を受賞して	志木支部 上田 四郎	……………	9
第73回定時総会		……………	10
日調連 第75回定時総会		……………	10
関ブロ 第64回定例総会		……………	11
トピックス	平成29年度 ボウリング中央大会	……………	12
	映画「おくれ咲き」	……………	13
	埼玉青調会	……………	14
会員の動静		……………	15
編集後記		……………	21



不動産属性情報の コンシェルジュ

埼玉土地家屋調査士会 会長 高柳淳之助

自分のいる場所での「変化の速さ」、その感じ方には様々なものがあります。一個人としての感じ方、会社などの組織人、さらに行政や司法の担当者、同じ一人の人間でもそれぞれの立場・場所に応じて感じ方は異なり、それに従って「変化の速さ」に対応する必要があります。

一個人としての感覚と行政等組織の意思決定の間に、かけ離れたものを感じてしまうことは多々あることです。ひとつの意思決定が、それぞれの場所で生活する人々すべてに影響を与えてしまうので、慎重にならざるを得ず、利害関係が複雑になり、多くの人々や部門との調整に時間が費やされるからです。

いま私たちは「変化の速さ」に右往左往することなく、その方向性を考えていかなければならないと思います。

ではその方向性を考えていく上で、なにが重要なキーワードになるのでしょうか。最初から聞きなれないIT用語の羅列ですみませんが、現代社会の傾向を表す言葉に以下のようなものがあります。クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT(アイオーティ)、AI(エーアイ)。これらの言葉は、一見別個な現象を表しているように感じますが、ひとつの大きな流れの側面を切り出して名前を付けたもののように思えます。

従来個々のPC上でソフトウェアとして使われていたものが、ネットワーク上さらにクラウド上で管理できるようになった。そうするとPCやスマホなどどんなデバイスからもアクセスできるようになった。クラウド上で管理することにより、ネットワーク上に爆発的にデータが溢れ

るようになった。文字通りビッグデータが溢れ、膨大なデータが溢れたことでコンピュータによる機械学習が発達していく。いたるところにあるセンサーからあらゆるものと通信が可能になり、それぞれが連鎖して次の現象を引き起こしていく。

自然や人間は、時代によってそれほど変わるものではないですが、テクノロジーだけは目まぐるしく変わっていきます。ひとつの発明が次の発明を連鎖的に引き起こしていきます。現在では、ほとんどすべての人たちがスマートフォンを持ち、リアルタイムで常時インターネットに繋がっている状態が当たり前になりました。これからは人間だけでなく、ものとも常時接続されるのが当たり前の状態になるでしょう。一昔前に言われた高度情報化社会とは、このような社会のことではないでしょうか。

このような大きな流れは何を意味するのでしょうか。端的に言えば、次のようなことだと考えます。

様々なデータが相互に連携する事によって、新たな関係が構築される。情報の中央集権化が徐々に解消され、分散化が進んでいく。今までは情報の偏りが存在する領域に仲介者や代理人が介在し、情報の流通を握り、力を握ることができた。これからは、オンライン上で人と情報とものがダイレクトに常に繋がっていくので、間に入っている仲介者や代理人はどんどん価値を失っていく。一人ひとりの「個人」が様々な情報と連携することによって力をつけていく。

あまり先のことを考えすぎてもいけません。変化の方向性を考え過ぎて大げさな話をしてしまいました。ここで話を自分たちの分野に戻します。

土地家屋調査士制度は、徴税の手段として土地台帳更新の制度から、不動産取引の安全に資する「権利の客体」を明確化するものになりました。土地家屋調査士倫理綱領にもその使命として、「不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える」とあります。

ここで先ほどの変化の方向性を考えると、私たち土地家屋調査士の分野でも、「代理人」そのものの在り方が問われることになるのではないのでしょうか。情報の独占化はできませんし、だれもが様々な知識に瞬時にアクセスできます。そのデータが多種多様な専門家と連携しているのですから、うかうかしてはいられません。最近本会に寄せられる様々なクレームを見ると、個人の「情報武装」はかなり進んでいます。

土地家屋調査士は、常にその時代のニーズに合う専門能力を有していれば、どんなに環境が変化しても問題はないと言われます。しかし、いわゆる高度情報化社会では逆説として、私たちが持っている専門情報の価値が失われていくということが成り立ちます。ITによって従来の代理人が持っていた力が奪われていく、その分個人が力を持っていく。テクノロジーは常に人間の能力を拡張し、一個人・一団体だけではできないことを実現可能にし、個人をエンパワーメントしていきます。そのことを私たち土地家屋調査士は深く考え、時代のニーズに合う代理人のあり方はどのようなものなのか、そしてどのように業務を進めていくべきかを、再考する必要があるのではないのでしょうか。これに関しては次稿に譲りたいと思いますが、考えていくアイデアとしては、様々な情報によって力をつけていく個人をサポートする、不動産属性情報のコンシェルジュでしょうか。





着任の御挨拶

さいたま地方法務局長 境野 智子

本年4月1日付の人事異動で、宇都宮地方法務局からさいたま地方法務局への勤務を命じられ、埼玉県人の仲間入りをさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

秋の訪れを迎え、朝夕がしのぎやすい季節となりました。埼玉土地家屋調査士会及び土地家屋調査士の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から法務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、法務局では様々に変化する社会情勢に的確に対応するための各種取組を行っていますので、せっかくの機会でありますので、それら取組の一部について紹介させていただきます。

最初に相続登記の促進についてです。

社会的課題となっている所有者不明土地問題については、いわゆる「骨太の方針」に、所有者不明土地問題の解消に向けた各種の方策が明記され、政府の重要課題とされています。所有者不明土地問題の原因の一つに相続登記がされていない土地が数多く存在することがあると指摘されており、平成28年度から埼玉土地家屋調査士会、埼玉司法書士会及び法務局の三者が連携して、相続登記を促進するための市町村への働き掛けなど様々な取組を行ってきたところです。

昨年5月からは、相続登記促進のための新たな制度として「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、既に土地家屋調査士の皆様からも多数御利用いただいております。

また本年6月6日には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立したことから、今後は長期相続登記未了土地の解消に向けた取組みも本格化していく予定です。

二つ目は法務省の重点施策であるオンライン申請の利用促進についてです。

土地家屋調査士の皆様にはオンライン申請に御協力いただき、感謝申し上げます。オンライン申請の利用率は政府のIT総合戦略本部から、平

成33年度末までに、70%以上に向上させるとの指標が示されていますが、県内のオンライン申請の利用率とは大きな開きがあります。法務省として、利用しやすい制度改正を実施しているところでありますので、今後も埼玉土地家屋調査士会及び土地家屋調査士の皆様と情報交換を行いながら、利用しやすい環境作りと利用拡大に向け取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目は、登記所備付地図の整備についてです。

骨太の方針にも明記され、法務省としても重要課題の一つとして、組織を挙げた取組を行っています。平成27年度から従来型の登記所備付地図作成作業のほか、大都市や地方の拠点都市を対象とした、大都市型の登記所備付地図作成作業を実施しております。

最後に筆界特定制度についてです。

平成18年(1月20日)に施行されてから12年が経過し、埼玉土地家屋調査士会及び土地家屋調査士の皆様の御協力のおかげをもちまして、円滑に処理されております。

今後ともこの制度に対する国民の皆様の期待と信頼が、一層揺るぎないものとなるよう努めてまいりますので、筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員として、また筆界特定の申請手続の代理人として、引き続き本制度に対する御協力をお願いいたします。

法務局としましては、高度情報化社会に対応した不動産の表示に関する登記の充実を図り、国民の皆様の要請と期待に応えてまいりたいと考えております。

これらの取組は、皆様の御支援御協力なくしては達成できるものではありませんので、今後ともなお一層の御支援御協力をお願いするとともに、土地家屋調査士の皆様の御健勝と御多幸、そして埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展を心から祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。



法務大臣表彰をいただいて

相談役 中原照泰

ある県庁所在地のアーケード街

今年の2月、関西のある県庁所在地を、その前公嘱理事長のご案内で観光した。駅前にあるアーケード街もブラブラ歩いた。彼の話によれば、そこはかつて殷賑を極めたところであったようだが、少子高齢化により、今はシャッター街となりつつある。何も描かれていない白看板がなんとも寂しい。このアーケード街にも、活性化を標榜する商工会があるにはあるが、上の方はいわゆる「逃げ切り世代」でまとめ、新しい会員、若い会員とは世代断絶しているという。先輩達への不満から、若い会員の中には会費を払わないものもあると言っていた。

「ダチョウの平和」

土地家屋調査士開業以来34年ほど経過した。事務所の中を見渡せば、その間の移り変わりの激しさがわかる。たとえば、あれほど当時は必需品であったトレーシングペーパーを、今はほとんど使わなくなった。ドラフターや平置型プロッターも物置の中にしまったきりである。若い人には「青焼き」とか「カラス口」など、何のこともやら意味が理解できない人もいるのではないだろうか。その代わりにパソコンやディスプレイが幅をきかせている。土地家屋調査士の報酬も平成13年までは大臣認可であり、安定した報酬を稼げる職業であった。今は違う。

昨年の月報「司法書士」八月号に掲載された、九州大学 七戸克彦教授の「司法書士の会員数問題と今そこにある危機」という論文は、私たち土地家屋調査士にとってもいろいろと考えさせられるものであった。先生は『目下直面している「今そこにある危機」とは、司法書士試験の受験者数や司法書士会員総数の伸び率の鈍化・減少問題ではなく、土業全体の人口比における、司法書士の占める割合の急速な低下である。』（同、p.5）と指摘している。そして、弁護士や行政書士との業

際問題に筆を進められた。翻って、土地家屋調査士について考えてみよう。司法書士だけでなく、土地家屋調査士の問題も深刻である。先生の論文に示されていた「土業8業種の資格試験受験者数・合格者数・土業総数の推移」（同、p.6～p.7）を見ても、土地家屋調査士は他の7土業とは明らかに傾向が異なる。いわば一人負けのような状態である。これについて先生は「この業種に固有の原因があると推測」（同、p.5）と述べられているが、いつかその見解もお聞きしたいものである。

業際問題も他人事ではない。土地家屋調査士の2.7倍の人数を誇る行政書士はもちろん、事務所数だけでも11万を越える建築士、登録されているだけで1万2千社にも及ぶ測量業者は、潜在的に私たちの脅威である。そして、土地家屋調査士にとって最も問題なのは、私たちより恵まれた環境にある司法書士でさえ抱いているこのような危機感を、私たちはほとんど意識していないということである。

「全体の80%の事柄は20%の要因に帰する。」これは俗にパレートの法則と呼ばれるものだ。何年か前に、関西圏出身の連合会役員の方とオンライン申請促進の手立てについてお話したことがある。彼曰く、彼の属する単位会では、全会員がその一年間に得た報酬総額のおよそ8割は、会員総数の2割の会員が売り上げているのだそうである。よって、その2割の会員を集中的に指導すれば、オンライン申請率は飛躍的に向上するというのが彼の意見であった。オンライン申請率はともかくも、これは考えてみれば甚だしい仕事の偏在である。埼玉会の実状がどのようであるかは知る由もないが、彼の会と大きな差がないであろうことは想像に難くない。誤解されては困るが、私は決して仕事の多い会員を論難するのではない。その営業努力、経営手腕は讃えられこそすれ、人様から文句をつけられる

べきものではない。かつて、私が仕事を始めた当時は、住まいを建てるとなれば街場の工務店や大工さんに頼むのが常道であった。完成後、そこからの建物表題登記や増築登記の紹介が少なからずあった。しかし、今や住宅建築と言えばハウスメーカーである。そして、その建物表題登記もハウスメーカー専属の土地家屋調査士が処理することが多い。そうなれば、表題登記を扱う土地家屋調査士には偏りがある。事件を多く扱う会員は極めて多くの事件を処理し、他方、会員の中には建物表題登記を年間に一件も申請することのない方がいたとしても決して不思議ではない。時代が変化したのである。

昨年刊行された「誰が日本の労働力を支えるのか?」には、日本の601の職業について、人工頭脳やロボット技術による近い将来の代替可能確率が掲載されている。これはオックスフォード大学と野村総合研究所による共同調査によるもので、15～20年以内の技術的進歩を前提とし、土地家屋調査士も「その他の法務の職業」として記載されていた。主な他士業との比較を抜粋したものは表のとおりである。これからは高い専門性を要する国家資格であっても、決して安心できるものではない。

土地家屋調査士	89.6%	弁護士	1.4%
測量士	97.3%	司法書士	78.0%
行政書士	93.1%	社会保険労務士	79.7%
公認会計士	85.9%	税理士	92.5%

士業をめぐるこれまでの諸改革の中で、土地家屋調査士も荒波に大いに揉まれた。それでも他士業と違って、私たちには素人が手出しできない「図面」があるといってお安心して、「現場」もわかりである。だが、今でも状況は同じであろうか。たとえば、私が開業したころは建築完了後、検査済証を取得する住宅は希であった。しかし、今は9割近く取得している。検査済証があるということは、床面積の算定において、不動産登記法と建築基準法の些末な定義の差はあるものの、原則的には現地と建築確認申請図面が一致することを意味する。この図面があればシングル線で描く建物図面、各階平面図などは作成容易である。私たちの手を経ず、AI(人工知能)を利用して、一般市民がこれら図面を作成することは、決して遠い未来の話ではない。「現場」も同様であろう。

土地家屋調査士は8士業の中でも特異なほど人気がない。また、私が開業したころよりも仕事量は明らかに偏在する傾向にある。さらに、急速に進む人口減(すなわちパイの縮小)や、AI(人工知能)とロボット技術の大波は、これまでの土地家屋調査士業務の固定概念を崩していく。もはや、登記手続代理業としての未来には、暗雲が垂れ込めていると断言して良いだろう。このような事実、いつまでも見て見ぬ振りをしてはならない。

将来世代のために

この度、はからずも法務大臣表彰をいただいた。これも多くの先輩達にお引き立ていただいた結果に他ならない。あらためて感謝申し上げたい。

今年の年明け早々、私の副会長在任中に広報委員として活躍された長坂慎吾君の訃報に接した。彼は明るく、さわやかな、それこそ絵に描いたような好青年であった。35才という若さで早世されたことは、ご家族はもちろん、ご本人もさぞ無念であったろうと思う。告別式では、棺に寄り添う、まだ幼い三人のお子様達の姿が涙を誘った。私はお子様達の内、どなたかが、いつか彼のような立派な土地家屋調査士になってくれると思えてならない。もちろん、私はそのころにはいないのだけれど、どのような形であれ、土地家屋調査士を名誉ある職能として次代に残していきたい。土地家屋調査士は60才以降の会員が半分を占める。かく言う私もその「逃げ切り世代」の一人である。残り少ない土地家屋調査士としての人生を、微力ながら、将来世代のために尽くすことでこの表彰にお答えしたいと考えている。

ダチョウは危険が迫ると、頭だけを穴に突っ込み、現実を見ないようにする姿を指す比喩
月報『司法書士』2017.8 No.546 4～14頁(日本司法書士会連合会のHPで閲覧できる)
野村総合研究所 寺田知太・上田恵陶奈・岸浩稔・森井愛子 『誰が日本の労働力を支えるのか?』東洋経済新報社
同、巻末付録「職業別代替可能確率一覧」7～9頁



東京法務局長表彰を受賞して

川越支部 水野 誠

この度、第73回の埼玉土地家屋調査士会定時総会に於いて、東京法務局長表彰状の受賞を賜り、これも一重に、私が今までお世話になった皆様のおかげと、改めて感謝申し上げます。

私は、平成4年に埼玉会の東松山支部にて入会登録をし、平成17年に現在の川越支部へ事務所を移しました。私は神奈川県出身で、大学卒業後に初めて仕事に就いたのは、都内の建設会社でした。学生時代から建築志望であり、埼玉へ転居したのを機に、建築設計事務所へ転職しました。この仕事がきっかけとなり、土地家屋調査士という職種を知る事になりました。残念な事に、当時の私自身を含め、現在の一般社会に於いても、土地家屋調査士への認知度の低さをつねづね実感している次第です。

その調査士業務の一般的な作業で有る、土地

と建物の調査に於いては、その作業内容の幅広さを実感し、日々対応に苦慮しております。たとえば依頼者より土地測量の委任を請け、隣接者との境界立会に関して、最近は特に、隣地に空き家が多く、また所有者の所在が不明で有る事も大変多く見受けられ、業務の難しさと重要性を感じております。この点には、調査士の誰もが実感している事で有りますが、依頼業務を遂行させなくてはなりません。この事からも、これからの調査士は、互いに協力し、連携すべきと考えます。また、作業内容も、デスクワークだけでなく、屋外の作業を伴うため、夏場は特に体力が必要です。やはり、健康が第一で有ると考えます。

最後に、埼玉会の皆様方のご健勝を祈念致しまして、お礼の挨拶とさせていただきます。





さいたま地方法務局長表彰 を受賞して

東松山支部 橋本直樹

平成30年度の定時総会におきまして、「さいたま地方法務局長表彰」を受賞させていただきました東松山支部の橋本直樹と申します。土地家屋調査士登録は平成6年で、かれこれ四半世紀にわたって業務を行ってまいりました。この間、土地家屋調査士業界では法律・準則等の改正、GPSや世界測地等の技術面での進化、又国が推進するオンライン申請など業務の環境が著しく変化しました。更に、景気の変動や建築業界の体質の変化等で仕事の依頼者や内容も変化し、仕事量も増え、境界立会では以前より考えられないようなクレーマーも増えてきました。この仕事を始めた頃の環境は、現在では随分違ったものになってしまいました。そして将来的には、更なる時代・環境の変化が多くもたらされることになるでしょう。IT技術は、益々加速し、AI・ドローンといった技術も加わり、土地家屋調査士業界でも、当然この変化に対応していかなくてはなりません。この変化に対応していかなくては我々は消滅してしまいます。国民の利益に寄与することが士業の存在意義ですから、何とか頑張っ時代の変化についていき、社会に必要とされる土地家屋調査士を目指していきたいと

考えます。

今後は、土地家屋調査士といっても一匹オオカミで社会で生きていくのは大変な時代になっていくとは思いますが、士業はやはり、やりがいがあると思います。独立して一国一城の主になれるのはすばらしいと思います。私も、この仕事をしてきたおかげで家も持てましたし、家族を養ってることが出来ました。既に50歳を過ぎましたが、何とか一人前になれたのかなと思うことがあります。私は、幕末明治の時代が好きで司馬遼太郎の「坂の上の雲」という作品が大好きです。明治初期から日露戦争までの時代の秋山兄弟を描いた物語です。二人ともに軍人で弟は、ロシアのバルチック艦隊を撃破した東郷連合艦隊の秋山参謀です。そして兄、秋山好古の言葉に「人は生計を講ずることにまず思案すべきである。一家を養いて初めて、一郷国家の為に尽くす。」というくだりがあります。まだまだ未熟で、不勉強な私ですが、子供も大学生になり一息つけましたので、この受賞を機に、国家の為には、なかなか何か尽くすことは出来ませんが、一郷と土地家屋調査士制度のためには少しでも何か尽力していけたらと思います。



連合会長表彰を受賞して

志木支部 上田 四郎

この度の第73回定時総会におきまして、金子義和・中澤正雄・酒井一男・野沢茂治・齊藤薫各会員とともに連合会長表彰を受賞させていただき、僭越ですが受賞者を代表して受賞及び謝辞を述べる機会を頂きありがとうございました。

昭和63年10月東京での補助者時代から縁もゆかりもない埼玉の土地で登録開業しました。戸惑いながらも支部先輩の励ましを受けつつ、次第に支部や本会・公嘱協会での役回りに参加をさせていただきました。現在紛議調停委員を仰せつかっておりますが、振り返って思い出すのは本会役員さんにご迷惑をおかけしたことがあります。1年目で他県での特殊な登記業務に関して問い合わせが来ているとする件。もう一つは業務受託時から依頼者の言動や資料に疑問を持ちつつも業務を継続したが、依頼内容との乖離により話し合いにより業務終了となった案件です。委託書内容にも注意書きを入れておりましたが本会へ費用の件で電話があったようです。

ついでに汗顔の至りをひとつ。30年の中で1度だけ大きな声を出したことがあります。隣接者との立会での振る舞いで、現場での説明に疲れたとの老夫婦の自宅にて話をしていると、辛らつな言葉を受けることとなり、わかっているものの大声を発した次第。当時は大変後悔したのですが、苦い戒めとして時折思い返すことがあります。

一昨年某役所での対応に困りごとがおきました。境界証明の確認に行くも証明書は出てい

ないという。現地測量をすると近くに役所のプレートが設置されている……。四たび役所訪問と法務局での調査で判明。年末で依頼者の事情も一変し急遽売却話へと。御用納め日と年明け初日に依頼者は役所へ掛け合っており荒れ模様も御想像通り。期日の関係で雪降る中、しかも近くの工事現場のトラックが何度も行きかう4m未満の元水路敷きの境界標設置というおまけつき。)

この数年紛議調停案件が少ない事件数で推移しておりますが、裏返しますと綱紀事件数が多く推移しているようで、苦情処理委員会での抱えている案件数が物語っています。何を求められているのか。

支部役員や本会の委員活動の一端を担うことでその経験が例えば境界立会いに際しても気持ちのゆとりを持つことでスムーズな業務へとつながるものと感じております。現在いくつかの役員委員を兼務しておりますが、身の丈を踏まえての役割こそが肝要かとも考えるところです。「隣人愛の目印です」の名刺を使い出して20数年、多くの会員の方々との触れ合う機会を大切に、心と体のバランスを取りつつ研鑽を続けてまいり所存ですので今後ともご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

終わりに埼玉土地家屋調査士会のますますの発展と会員皆様方の益々のご活躍とご健康を祈念して結びとします。

埼玉土地家屋調査士会

第73回定時総会

日時 平成30年5月18日(金)
場所 川越市『川越プリンスホテル』

広報事業部員 朽原雅之

平成30年5月18日(金)川越市『川越プリンスホテル』において、第73回定時総会及び式典が盛大に開催されました。

高柳淳之助会長の挨拶の後、本総会における出席人数246名、委任状出席人数353名、総数599名の出席との報告を受け、議長団荻野康人会員(秩父支部)、深津重信会員(春日部支部)が選任され、議事録署名人に佐野隆会員(川口支部)、佐藤稔会員(飯能支部)が指名され本総会は進行しました。関永一徳綱紀委員長、上田四郎紛議調停委員長、柳沼康之境界問題相談センター運営

委員長からの事業報告の後、提案された第1号議案から第5号議案(議案書参照)について慎重審議が行われ、全て滞りなく承認可決されました。

休憩をはさみ、引き続き行われた式典においては、土地家屋調査士制度発展に永年寄与された功績が認められた会員が、受賞の栄に浴されました。

今年もさいたま地方法務局長境野智子様をはじめ多くの来賓の方々のご臨席を賜り、盛大な総会となりました。

日本土地家屋調査士会連合会

第75回定時総会

日時 平成30年6月19日(火)・20日(水)
場所 東京ドームホテル

広報事業部長 竹村博之

平成30年6月19日(火)、20日(水)の両日に「東京ドームホテル」において、第75回定時総会が開催されました。

議事に入る前に土地家屋調査士制度発展に寄与された功績を認められ、埼玉会から中原照泰会員(志木支部)が法務大臣表彰を受賞されました。おめでとうございます。議事では高柳会長、古賀副会長、金子総務部長、市川業務部長をはじめ、78件もの質問・要望があり活発な議論が行われ、2日間に及ぶ総会は無事終了いたしました。



日本土地家屋調査士会連合会・関東ブロック協議会 第64回定例総会

日時 平成30年7月8日(日)・9日(月)

場所 神奈川県横浜市 ワークピア横浜

広報事業部長 竹村博之

平成30年7月8日(日)・9日(月)の両日、神奈川県横浜市のワークピア横浜において、関東ブロック協議会第64回定例総会が開催されました。埼玉会からは高柳会長以下役員8名、日調連に理事として出向している松本理事が出席しました。

総会に入る前に、関東ブロック協議会野城会長の挨拶に始まり、当番会である神奈川県会鈴木会長、ご来賓より横浜市法務局須藤局長、日本土地家屋調査士会連合会岡田会長からご挨拶がありました。

総会では、平成29年度会務報告、活動状況報告が行われ、引き続き収支予算案について協議され全ての議事が慎重審議により終了しました。懇親会は場所をホテルモントレ横浜に移動してとても和やかに懇談し、親睦を深めました。

2日目の日程は、副会長担当者会議、総務担当者会議、業務担当者会議、研修担当者会議、広報担当者会議、災害対策担当者会議に各会の担当者が分かれ会議をいたしました。活発な意見が交わされとても有意義な会議でした。

次年度は山梨会が当番会に決定しております。



トピックス

平成 30 年度ボウリング中央大会

広報事業委員 長沼 健

平成 30 年 7 月 18 日(水)浦和スプリングレーンズにて、ボウリング中央大会が開催されました。100 名を越す参加者の中、団体優勝は坂戸 A チーム、個人優勝は坂戸支部の高崎孝一会員となりました。

団体の部

優 勝	坂戸 A チーム
準優勝	東松山チーム
第 3 位	川越 A チーム

個人の部

優 勝	高崎孝一(坂戸)
準優勝	花輪直人(東松山)
第 3 位	小林智毅(志木)



映画『おくれ咲き』における広報活動

広報事業委員 松本真弓



演技中の林家たい平さん

本年3月に熊谷支部石田知弘会員(チョコレートボックススタッフ)から地元寄居町を中心に映画を撮る話があると広報事業委員の私のもとに届いた。

寄居町に拠点を置く島春迦監督らの映画会社「チョコレートボックス(小島美恵子代表)」が『おくれ咲き』を3月から4月にかけて撮影をする。昨年も同町で全編ロケした『花の兄』を制作・公開した同社の第二弾。

秩父出身の落語家林家たい平さんとNHK連続テレビ小説「マア姉ちゃん」などで知られる熊谷真美さんが出演。

首都近郊、自然と人情がひっそり息づく埼玉の盆地。ちいさな職業紹介所を舞台に、訳アリ困窮者たちが織りなすふれあいとぶつかり、大人の恋。あわせて高齢化社会の活力を描きます(HPより抜粋)

その後、石田知弘会員から職業紹介所に埼玉土地家屋調査士会のブースを作るので、エキス



埼玉土地家屋調査士会ブース

トラをお願い出来ないか打診があった。会場にも近い熊谷支部会員である広報事業委員の長沼健会員と私は、興味津々で参加した。

撮影日は、平成30年3月29日(木)午前8時集合 会場 寄居町アタゴ体育館、俳優、スタッフ、エキストラ総勢50名、遅れて主人公の林家たい平さんが、到着。一つ離れたブースでたい平さんのリハーサルが始まった。

埼玉土地家屋調査士会の私たちは、カメラが回っていない間も相談者の方と土地家屋調査士について説明する演技?をしていた。相談者役で参加された方からは、仕事の内容等の説明も解りやすかったと感想をもらった。午前中で撮影も無事終わり、ほっとして家路に着いた。埼玉土地家屋調査士会の相談員としての私達は、映っているかどうか編集されるのが楽しみである。

9月に完成披露試写会予定(詳細は下記のとおり)

今回初めて映画の協賛団体になり、エキストラとして参加したことは埼玉土地家屋調査士会の広報事業活動の一助になったと期待したい。

先行上映会・2018年/上映時間96分

9月16日(日) 寄居町中央公民館

(13:00 ~ / 16:00 ~)

9月18日(火) 深谷シネマ(13:00 ~ / 16:00 ~)

9月22日(土) 熊谷市文化センター・文化会館

(14:00 ~)

9月23日(日) 秩父市民会館(14:00 ~)

10月20日(土) 鹿児島市ガーデンズシネマ

(13:00 ~)





埼玉青調会

草加支部 笹本隆盛

この度、埼玉青調会の代表を拝命致しました、草加支部の笹本隆盛でございます。

本年6月9日(土)川口フレンディアにおいて設立総会を開催し、正会員54名、賛助会員1名の総勢55名で埼玉青調会はスタート致しました。埼玉青年土地家屋調査士会が正式名称とお思いになる方もいらっしゃると思いますが、正式名称は「埼玉青調会」となります。

東京・神奈川・千葉など近隣都県では既に青調会は存在し、会員相互の交流や業務に関する研鑽も活発に行われておりました。この度、埼玉青調会の発足に際し、埼玉県においても他の青調会会員との幅広い交流や研修が可能となりました。

埼玉青調会は土地家屋調査士業務の研鑽と会員相互の親睦を目的として設立された任意団体です。参加資格として正会員は満50歳以下又は登録後10年以内のどちらかを満たす者。前記資格条件に当てはまらない方は賛助会員として参加資格があります。

正会員、賛助会員ともに新入会員は常時募集しております。

また、年間の主な活動予定と内容は次のとおりです。

1. 定例会(3月、6月、9月、12月に東西南北ブロックで開催)
2. 月例会(1月、2月、4月、5月、10月、11月に催される勉強会)
3. 合同研修会(7月に東京・神奈川・埼玉・千葉の各青調会合同により開催)
4. 全国青年土地家屋調査士大会(毎年11月中旬に開催)

その他、暑気払いや忘年会なども予定しております。

土地家屋調査士試験に合格・登録しても、実務経験や測量技術、法令知識などは千差万別です。補助者としての実務経験も、事務所により任される仕事内容も様々です。独立開業して会員同士交流するなかで、それぞれの違いに気づき改善することも多々あると思います。

埼玉青調会から会員相互の親睦と研鑽により一人でも多くの人材が輩出されることを願っております。一年間代表として、鋭意努力し、最善を尽くして参ります。至らない点多々あるかと存じますが、皆様のご指導・ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

会員の動静

〔平成 29 年 10 月 2 日現在会員名簿からの変更〕

入会者

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.80 所沢	2370		大倉 忠 広	〒 359 - 0037 所沢市くすのき台三丁目 18 番地 2 マルナカビル 1 - 307	04 - 2993 - 2389 2993 - 8003
	2316				
P.40 大宮	2655		松本 祐 之	〒 337 - 0051 さいたま市見沼区東大宮四丁目 9 番地 5 マルヤマビル 5 階	048 - 662 - 1271 662 - 1273
	2317				
P.61 越谷	2656		馬場 清 彦	〒 343 - 0022 越谷市東大沢 5 丁目 1 番地 10	048 - 964 - 3927 962 - 3237
	2318				
P.33 志木	2657		古賀 毅	〒 352 - 0035 新座市栗原三丁目 5 番 12 号	042 - 422 - 3079 423 - 9828
	2319				
P.80 所沢	2658		八 鍬 朋 史	〒 359 - 0021 所沢市東所沢二丁目 8 番地の 13	04 - 2944 - 5180 2944 - 5182
	2320				
P.40 大宮	2659		田村 隆	〒 330 - 0802 さいたま市大宮区宮町三丁目 1 番 6 号 明秀ビル 204	048 - 788 - 3918 788 - 3919
	2321				
P.29 川口	2660		青木 亮 一	〒 333 - 0833 川口市大字西新井宿 941 番地	048 - 296 - 4342 296 - 4583
	2322				
P.41 大宮	2661		野村 竜 也	〒 331 - 0814 さいたま市北区東大成町 1 丁目 626 番地 1 野原ビル 2 階	048 - 660 - 0050 856 - 9386
	2323				
P.66 春日部	2662		鮫 島 聡	〒 345 - 0034 北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 14 番 23	0480 - 31 - 8131 31 - 8256
	2324				
P.41 大宮	2663		金川 庸 平	〒 337 - 0051 さいたま市見沼区東大宮一丁目 7 番地 8 かな川測量設計内	048 - 683 - 3629 685 - 6488
	2325				
P.48 上尾	2664		三浦 絵 里	〒 365 - 0032 鴻巣市中央 1 番 28 号	048 - 543 - 5541 543 - 5627
	2326				
P.80 所沢	2665		並木 俊 樹	〒 359 - 1142 所沢市上新井二丁目 14 番地 7	080 - 4130 - 2665 04 - 2924 - 1935
	2327				
P.21 浦和	2666		小川 泰 雅	〒 338 - 0013 さいたま市中央区鈴谷 7 丁目 10 番 9 号 サニーハイツ中央 103	048 - 711 - 6181
	2328				

P.41 大宮	2667		佐藤 亮介	〒 337 - 0053 さいたま市見沼区大和田町 二丁目 1565 番地 6	090 - 6019 - 7550
	2329				
P.46 上尾	2668		坂本 哲也	〒 363 - 0024 桶川市鴨川一丁目 8 番 4 号	090 - 5419 - 0682
	2330				
P.43 上尾	2669		大谷 聡	〒 362 - 0008 上尾市上平中央三丁目 25 番地 5	048 - 779 - 7733 779 - 7744
	2331				
P.43 上尾	2670		小暮 和也	〒 362 - 0008 上尾市上平中央三丁目 25 番地 5	048 - 779 - 7733 779 - 7744
	2332				

退会者

支部	登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日
	会員番号			
P.34 志木	1760	吉田 仁	〒 354 - 0015 富士見市東みずほ台 2 丁目 19 番地 1	平成 29. 12. 31 業務廃止
	1385			
P.84 飯能	2522	長坂 慎吾	〒 357 - 0021 飯能市大字双柳 94 番地 27	平成 30. 1. 1 死亡
	2179			
P.56 埼葛	1371	吉田 悠司	〒 348 - 0065 羽生市大字藤井下組 770 番地 3	平成 30. 1. 30 業務廃止
	1004			
P.84 飯能	1387	犬竹 正治	〒 350 - 1213 日高市大字高萩 1 番地 1	平成 30. 1. 31 業務廃止
	1020			
P.25 川口	1347	足野 一朗	〒 332 - 0032 川口市中青木 1 丁目 12 番 10 号 いえオリーブ 101 号	平成 30. 1. 31 死亡
	983			
P.16 浦和	1368	長嶋 義輝	〒 330 - 0045 さいたま市浦和区皇山町 13 番 18 - 205 号	平成 30. 2. 13 業務廃止
	999			
P.85 坂戸	1549	秋元 常正	〒 350 - 0223 坂戸市八幡 1 丁目 1 番 7 号	平成 30. 3. 2 業務廃止
	1178			
P.22 浦和	949	高尾 邦夫	〒 335 - 0005 蕨市錦町 3 丁目 6 番 16 号	平成 30. 3. 7 業務廃止
	605			
P.73 川越	1637	酒井 武	〒 350 - 1142 川越市大字藤間 79 番地 28	平成 30. 3. 27 業務廃止
	1259			
P.65 春日部	2349	齋藤 裕	〒 344 - 0032 春日部市備後東 1 丁目 26 番 9 号	平成 30. 3. 28 業務廃止
	1998			

P.25 川 口	902	高 橋 壮 次	〒 332 - 0032 川口市中青木 1 丁目 5 番 20 号	平成 30. 3. 30 退会
	565			
P.19 浦 和	2315	風 間 昭 彦	〒 330 - 0063 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 24 号 小峰ビル 5F MIO 内	平成 30. 3. 31 業務廃止
	1964			
P.65 春 日 部	2507	栗 林 俊 之	〒 344 - 0023 春日部市大枝 840 番地 11	平成 30. 4. 9 業務廃止
	2163			
P.73 川 越	1303	川 合 豊	〒 350 - 1106 川越市大字小室 515 番地	平成 30. 4. 26 死亡
	941			
P.78 所 沢	1805	塚 本 令 治	〒 359 - 1142 所沢市上新井三丁目 2 番地の 18	平成 30. 5. 1 業務廃止
	1434			
P.37 大 宮	2128	長 尾 俊 哉	〒 331 - 0812 さいたま市北区宮原町四丁目 55 番地 24	平成 30. 5. 25 業務廃止
	1770			
P.85 坂 戸	946	加 藤 章 夫	〒 350 - 0234 坂戸市緑町 29 番 7 号 (株) 三基内	平成 30. 6. 11 死亡
	695			
P.23 浦 和	852	召 田 均	〒 335 - 0021 戸田市大字新曽 2431 番地	平成 30. 7. 4 業務廃止
	415			
P.81 狭 山	1320	市 川 登	〒 350 - 1305 狭山市入間川 1 丁目 21 番 2 号	平成 30. 7. 13 死亡
	961			
P.66 春 日 部	1223	田 口 政 行	〒 345 - 0014 北葛飾郡杉戸町大字才羽 1245 番地	平成 30. 7. 31 退会
	869			
P.22 浦 和	1991	泉 直 人	〒 335 - 0004 蕨市中央 1 丁目 3-4 蕨名店街ビル 2F	平成 30. 8. 12 死亡
	1628			
P.67 春 日 部	984	阿 部 友三郎	〒 345 - 0821 南埼玉郡宮代町中央 3 丁目 3 番 12 号	平成 30. 8. 25 死亡
	638			

事務所移転

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.17 浦 和	1747		近 藤 豊	〒 336 - 0962 さいたま市緑区大字下野田 463 番地 5	048 - 878 - 1428 878 - 4510
	1372				
P.65 春 日 部	2622		鈴 木 正 夫	〒 345 - 0046 北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目 1 番地 12 アイエスコート 1 階 B	0480 - 53 - 4293 53 - 4294
	2282				

P.66 春日部	2375		矢 儀 正 就	〒 345 - 0044 北葛飾郡杉戸町大字下野 946 番地 103	0480 - 35 - 1134 35 - 1134
	2025				
P.25 川口	1215		新 井 武	〒 334 - 0015 川口市鳩ヶ谷緑町一丁目 3 番地の 5	048 - 288 - 5280 271 - 9350
	864				
P.100 東松山	2594		田 中 丈 雄	〒 355 - 0328 比企郡小川町大字大塚 280 番地 3	0493 - 72 - 3392 72 - 3107
	2253				
P.50 埼葛	2127	503011	飛 田 正 樹	〒 346 - 0015 久喜市西 185 番地 6	0480 - 25 - 1030 31 - 9552
	1769				
P.75 川越	2327		白 木 康 範	〒 350 - 1106 川越市大字小室 236 番地 7	049 - 249 - 8951 249 - 8952
	1976				
P.67 春日部	2592		坂 卷 嘉 宏	〒 345 - 0811 南埼玉郡宮代町道佛三丁目 23 番 19 号	0480 - 53 - 9807 53 - 6512
	2251				
P.35 大宮	1359		豊 島 義 明	〒 331 - 0804 さいたま市北区土呂町 1 丁目 70 - 7 ・ 106	048 - 667 - 5770 666 - 6185
	1019				
P.58 越谷	938		山 田 邦 夫	〒 343 - 0041 越谷市千間台西 2 丁目 10 番地 10	080 - 6522 - 9982
	2159				
P.54 埼葛	2500	803004	小 川 哲 也	〒 340 - 0156 幸手市南 3 丁目 24 番 1 号	0480 - 42 - 5050 48 - 5910
	2155				
P.55 埼葛	2335		德 光 謙 一	〒 347 - 0009 加須市三俣 2 丁目 14 番地 9	0480 - 62 - 7474 62 - 0290
	1984				
P.51 埼葛	2497	703001	藤 田 一 弘	〒 340 - 0201 久喜市八甫 1026 番地 1	0480 - 53 - 7854 53 - 7855
	2152				

事務所移転 (P.92 熊谷支部から P.103 秩父支部へ)

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.103 秩父	2369	303032	高 橋 雅 城	〒 369 - 1412 秩父郡皆野町大字皆野 1906 番地 3	0494 - 62 - 0349 62 - 3362
	2019				

事務所移転 (P.30 志木支部から P.41 大宮支部へ)

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.41 大宮	2216		栗 原 勤	〒 331 - 0804 さいたま市北区土呂町一丁目 31 番地 13	048 - 663 - 3286 652 - 6472
	1861				

会変更登録（埼玉会退会）

支部	登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日 退会理由
	会員番号			
P.23 浦和	2536	中山 祐介	〒 335 - 0022 戸田市上戸田 3 丁目 8 番 26 - 203 号	平成 30. 4. 10 東京会へ変更登録
	2193			

土地家屋調査士法人成立

	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	成立年月日
P.105	03 - 0015	上尾	土地家屋調査士法人 四つ葉事務所	森田 篤	〒 362 - 0008 上尾市上平中央 三丁目 25 番地 5	平成 29. 10. 20
P.105	01 - 0070 - 03 - 0013	浦和	土地家屋調査士法人 森東東京	佐藤 秀哉	〒 336 - 0017 さいたま市南区南浦和 一丁目 3 番 23 号 102	平成 29. 12. 20
P.105	03 - 0016	所沢	土地家屋調査士法人 T A	[代表社員] 辻岡 誠 八 鍬 朋 史	〒 359 - 0021 所沢市東所沢 二丁目 8 番地の 13	平成 30. 2. 19
P.105	03 - 0017	東松山	土地家屋調査士法人 橋本事務所	橋本 直樹 田 中 文 雄	〒 355 - 0328 比企郡小川町大字大塚 280 番地 3	平成 30. 3. 16

土地家屋調査士法人の清算終了

	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	清算終了年月日
P.105	03 - 0014	坂戸	土地家屋調査士法人 ミヤソク	高橋 徳之 武藤 拓也	〒 350 - 0216 坂戸市柳町 45 番 25 号	平成 30. 4. 20

土地家屋調査士法人社員の加入

	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	加入年月日
P.104	03 - 0011	大宮	土地家屋調査士法人 えん道グループ	野村 竜也	〒 331 - 0814 さいたま市北区東大成町一丁目 626 番地 1 野原ビル 2 階	平成 30. 2. 14

土地家屋調査士法人社員の脱退

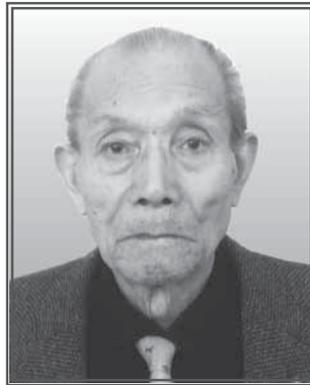
	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	脱退年月日
P.104	03 - 0011	大宮	土地家屋調査士法人 えん道グループ	栗林 俊之	〒 331 - 0814 さいたま市北区東大成町一丁目 626 番地 1 野原ビル 2 階	平成 30. 2. 14

訃報

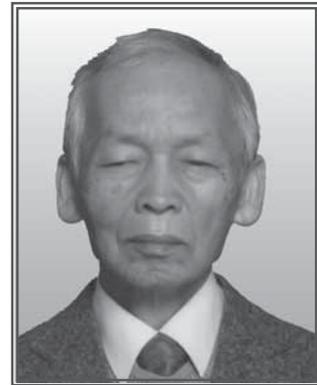
謹んでご冥福をお祈りいたします。



長坂 慎吾(35歳)
平成30年1月1日ご逝去



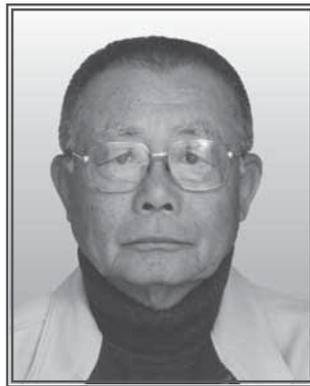
疋野 一郎(88歳)
平成30年1月31日ご逝去



川合 豊(66歳)
平成30年4月26日ご逝去



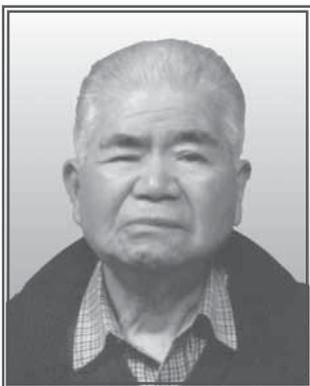
加藤 章夫(75歳)
平成30年6月11日ご逝去



市川 登(78歳)
平成30年7月13日ご逝去



泉 直人(64歳)
平成30年8月12日ご逝去



阿部 友三郎(83歳)
平成30年8月25日ご逝去



編 集 後 記

会員の皆様には、日頃より広報事業部にご理解ご協力を賜りありがとうございます。また、お忙しい中ご寄稿頂きました皆様に御礼申し上げます。

編集に携わるようになり、私にとって7号目の会報となりました。今まで色々な方の書いた文章の校正作業を行ってきましたが、さらっと読んだだけではわからないことに今更ながら気づくようになりました。以前は、柔らかい文章・硬い文章くらいしか気にならなかったのですが、同じような意味を表現するときの言葉の選び方、単語と単語のつなぎ方、文末の表現方法等、本当に三者三様です。それを「個性」ということだけで感じるのではなく、その書き手が今まで、どのような本を読み、どのような文に接し、そしてどのような文章表現を好むのかという背景も好き勝手に想像するようになってしまいました。

さて、広報事業部では11月9日(金)に小学6年生を対象に出前授業を行う事となり、現在は準備の真最中です。ご協力をお願いすることもあると思いますが、よろしく願いいたします。

広報事業部員 朽原雅之

今期から、日記というものをしてみようと思って、書いています。

日記を振り返りますと、いろいろと取材に行ったこと、そこで知り合った方々のことが思い出されます。助言をもらったり、議論したことも書いてありました。

この日記は、大切な、破ってしまうことのできないものになりそうです。

広報事業部員 長沼 健

広報事業部の担当となり、初めての発刊となります。

調査士となって5年目、初めての役職として広報委員を任せられていくのに必死でしたが、先輩方のお話を伺って広報に限らず仕事やその他勉強になることばかりです。

今回も多数の会員の皆様にご寄稿頂きました。ご多忙の中、御協力頂きありがとうございました。

未熟者ではございますが、皆様にお力添え頂き残りの任期を全うする所存です。

広報事業部員 末永廣志

今年の夏は強烈な暑さとなり、現場作業にも気合いと気配りが必要とされました。

この暑さが繰り返されないようにと祈るばかりです。

私も広報委員会2期目で、広報の流れもようやくわかってきた感があります。

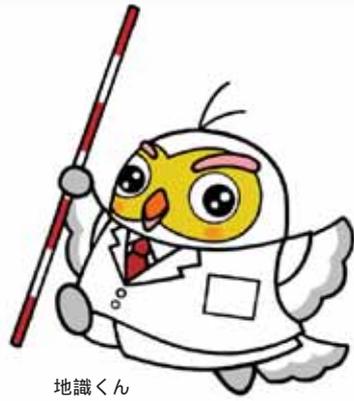
これから「出前授業」もあり、ますます熱い広報活動となりますが、ダウンしないように気をつけて楽しく活動していきたいと思っております。

広報事業部員 尾崎博則

広報事業部

廣居英夫	龜井郁臣
竹村博之	尾崎博則
吉原幸弘	吉澤永寛
橋本敦史	末永廣志
朽原雅之	松本真弓
菊地浩	長沼健

発行日 平成30年9月
発行所 埼玉土地家屋調査士会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1
電話 (048)862-3173
FAX (048)862-0916
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>
E-mail office@saitama-chosashi.org
発行人 高柳淳之助
編集責任者 廣居英夫
広報事業部長 竹村博之
制作 株式会社埼玉新聞事業社



地識くん